



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 平 野 亘 也
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 河 内 克 典
(T E L 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社 宮崎銀行(頭取 平野 亘也)は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 24 日開催予定の第 131 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、平成 28 年 3 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の追加、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更ならびに剰余金の配当等の決定機関の変更等を行います。
- (2) 監査等委員会設置会社においては、定款に規定することで、取締役会が重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能になるため、その旨の規定を追加します。
- (3) 責任限定契約を締結できることとなった業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結できる旨の規定を追加します。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. その他

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日(金)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日(金)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条(記載省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機関) 第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第5条(記載省略)	第5条(現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条(記載省略)	第6条(現行どおり)
(<u>自己の株式の取得</u>) 第7条 <u>当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第12条(記載省略)	第7条～第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第20条(記載省略)	第12条～第19条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第21条 当銀行の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。 2 当銀行の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする。
(取締役の選任) 第22条 (記載省略) (新設) 2 (記載省略) (新設)	(取締役の選任) 第21条 (現行どおり) 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)とを区別して行う。 3 (現行どおり) 4 補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、退任した<u>監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役頭取 1 名、取締役副頭取 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>4 (記載省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長 1 名、取締役頭取 1 名、取締役副頭取 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の</u>取締役の報酬等は、<u>監査等委員である</u>取締役と<u>監査等委員でない</u>取締役とを区別して定めなければならない。</p>
<p>(取締役会の構成及び権限)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、取締役全員をもって組織し、業務執行を決定する。</u></p>	<p>(取締役会の構成)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、取締役全員をもって組織する。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集は、会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p>
<p>第 28 条 (記載省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 29 条 当銀行は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当銀行は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 29 条 当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 項第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 30 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。	<u>(責任限定契約)</u> 第 30 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であることを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役の数)</u> 第 31 条 当銀行の監査役は、5 名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(監査役報酬等)</u> 第 34 条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(補欠の監査役)</u> 第 35 条 会社法第 329 条第 2 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 2 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えない。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会の構成) 第 36 条 <u>監査役会は、監査役全員をもって組織する。</u>	(削除)
(監査役会の招集) 第 37 条 <u>監査役会の招集は、会日より 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u>	(削除)
(監査役会の運営) 第 38 条 <u>監査役会の細目についての規定は、別に監査役会の決議によって定める。</u>	(削除)
(常勤監査役及び常任監査役) 第 39 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。又、必要に応じ常勤監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u>	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第 40 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の構成) 第 31 条 <u>監査等委員会は、監査等委員全員をもって組織する。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集) 第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の運営) 第 33 条 <u>監査等委員会の細目についての規定は、別に監査等委員会の決議によって定める。</u>
(新設)	(常勤の監査等委員) 第 34 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 41 条～第 42 条 (記載省略)	第 35 条～第 36 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	(会計監査人の報酬等) 第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 44 条 (記載省略)	第 38 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 39 条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u> <u>第 45 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	(削除)
<p><u>(中間配当金)</u> <u>第 46 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>	(削除)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第 40 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間) <u>第 47 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(除斥期間) <u>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</u></p>